

保護者各位

中 城 村 長 浜 田 京 介
(公 印 省 略)

認可保育施設等における育児休業要件児童に係る職場復帰期限の延長
及び求職活動要件児童に係る利用期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う認可保育施設等の対応について、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

村内認可保育施設等においては、5月20日（水）まで臨時休園及び登園自粛の依頼を行ってきたことから、これまで育休要件の方の職場復帰日や求職活動要件児童に係る利用期間について延長することを認めてきましたが、通常保育開始に伴い職場復帰日及び利用期間について下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

記

【就労要件の場合】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため育児休業を延長されている方。

- ・職場復帰日を令和2年7月1日まで延長します。対象の方は、勤務証明書を再度ご提出下さい。（こども課指定の様式で、職場復帰日が確認できるもの。）

提出期限：6月25日（木）

※期限内に提出が出来ない場合、7月からフルタイム勤務でも標準時間認定への変更が出来ない可能性がありますので、職場と調整し必ず期限内に提出して下さい。

【求職中の場合】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休園や村からの家庭保育協力依頼により家庭保育を行っていたため、求職活動に支障が出ている方。

- ・求職活動要件児童に係る保育施設等の利用期間を令和2年8月31日（月）まで延長します。

勤務先等が決まりましたら速やかに勤務証明書の提出をお願い致します。

※利用期間内に勤務先等が決まらない場合は、退園措置を行うこともあります。

【お問い合わせ】

中城村役場 こども課 保育・こども園係
電話 098-895-2134（直通）